

茨城県災害時愛玩動物救護ガイドライン

～震災対応編～

保健福祉部生活衛生課

第1章 総則

1 趣旨

現在、茨城県内には約 19 万頭の犬が登録され、猫については約 15 万頭が飼養されていると推計されている。このような犬猫の飼養状況にあって、大規模な地震などの災害発生時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの愛玩動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

このため県では、被災者の生活支援策の一つとして、公益社団法人茨城県獣医師会（以下「獣医師会」という。）や関係機関及び団体等と連携・協働して、災害時に愛玩動物と同行避難ができる体制を確立するとともに、いつ発生するかわからない災害に備え、飼い主に対して適正な飼養管理について啓発する。

災害発生直後では、人命救助を最優先することは言うまでもないが、このような状況においては、飼い主が、責任を持って動物の救護を果たすことが重要である。

については、被災者である飼い主が飼い主としての責務を果たすことが困難となることを考慮し、一定期間、このガイドラインに基づき、その責務を果たせるよう支援を行うものである。

なお、災害時愛玩動物救護対策が「災害対策基本法」（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）に基づく「茨城県地域防災計画」に位置づけられたことから、「市町村地域防災計画」との整合性を図り、実効性のある体制を構築するため必要な措置を講ずる。

2 目的

このガイドラインは、「茨城県地域防災計画（平成 24 年 3 月改定）」及び「茨城県動物愛護推進計画（平成 20 年 3 月改定）」に基づき、大規模災害の発生に係る被災した愛玩動物（以下「被災動物」という。）の救護計画を定め、被災した愛玩動物の救護を図り、もって飼い主である被災者の生活を支援することを目的とする。

3 茨城県災害時動物救護本部の組織

被災動物の救護活動にあたっては、茨城県動物指導センター（以下「動物指導センター」という。）、獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会、動物愛護関係 NPO 法人、動物愛護推進員及び動物関係団体等で構成する茨城県災害時動物救護本部（以下「救護本部」という。）を設置するとともに互いに連携・協働して、被災地域の動物救護の応急対策の実施や総合的かつ中・長期的な救護活動を実施または支援する。

4 救護活動の対象地域

生活衛生課長が救護本部の設置を指示し救護活動を実施する地域は、県域とする。

5 救護活動の対象動物

救護本部が実施する救護活動の対象となる動物は、家庭で飼養されている犬、猫、小鳥等の愛玩動物とする。

第2章 関係機関の平常時の役割

動物の適正な飼養は飼い主の責務であり、動物愛護の根幹でもある。飼養している動物の健康と安全の保持、動物の飼養を通じた他人への危害や迷惑防止に常に留意し、動物を終生飼養し続けることが飼い主に課せられた重要な使命である。さらに、災害発生時においては、飼い主は自らの責任で動物を守ることが必要である。

しかし、本県では、夜間になると飼い犬を放し飼いにする地域が未だに見られ、繁殖制限措置（不妊去勢手術）に対する理解不足も加わり、子犬の引取りを求めたり遺棄する問題が依然として存在するなど、災害時に飼い主としての責任を果たせるのか危惧されている。

このことから、平常時における、特に、飼い主に対する動物のしつけや、日頃の健康管理、所有者明示など適正飼養に関する啓発を徹底するほか、総合的な救護対策が円滑に講じられるよう関係機関の平常時の役割を定める。

1 生活衛生課の役割

【定期】

- (1) 毎年度、国や都道府県、市町村等関係機関、獣医師会との連絡手段（電話、FAX、メールアドレス）及び連絡先を確認する。
- (2) 市町村との連絡会議を開催する。
- (3) 「茨城県地域防災計画」における愛玩動物との同行避難について周知する。
- (4) 報道機関等の媒体を活用して、関係団体等と連携し犬、猫の適正飼養について啓発する。

【随時】

- (1) 救護本部を構成する団体による会議を開催する。
- (2) 関係機関、団体との災害時動物救護活動に関する協定の締結及び見直しを行う。
- (3) このガイドラインに沿った救護活動訓練を実施する。

2 動物指導センターの役割

【定期】

- (1) 救護本部の構成団体との連絡手段（電話、FAX、メールアドレス）及び連絡先を確認する。
- (2) 避難所でのトラブルを解消するために、適正飼養、しつけ方について啓発するとともに、「飼い方教室」や「しつけ方」教室を開催する。
- (3) ペットフード等をランニング・ストック方式により備蓄する。
- (4) ボランティアの募集・登録を行う。
- (5) 犬の登録及び狂犬病予防注射について市町村と連携し推進する。

【随時】

- (1) 飼い主に対して動物の災害時対策について啓発する。
 - ・感染症予防のための「ワクチン接種」を推進する。
 - ・迷子札やマイクロチップの装着を啓発する。
 - ・不妊去勢手術の普及・啓発を行う。
- (2) 特定動物飼養者対策（立入検査等）
 - ・特定動物の飼養施設に対しては、災害発生時に動物の逸走を防止するため施設の保守点検を指導する。
 - ・災害時における特定動物の避難場所の確保及び餌の備蓄を指導する。
- (3) 動物取扱業者対策（立入検査等）
 - ・災害時における取扱動物の避難場所の確保及び餌の備蓄を指導する。
- (4) ボランティア
 - ・ボランティアリーダーとして機能するよう動物愛護推進員等を養成する。
 - ・動物救護活動と認識される着衣等の作成及び備蓄を行う。

3 飼い主の役割

【定期】

- (1) 災害時に愛玩動物と同行避難ができる場所について確認する。
- (2) 動物のための防災用品を準備する。(餌、水については最低でも3日分)
- (3) 犬の登録と狂犬病予防注射を実施する。
- (4) 健康管理(不妊去勢手術の実施を含む。)と各種ワクチンの接種を行う。
- (5) ケージに嫌がらずに入る、無駄吠えしない、他人や他の動物を怖がらないなどのしつけを行う。
- (6) 迷子札(マイクロチップ)の装着を確認する。

4 獣医師会の役割

【定期】

- (1) 獣医師会は、災害発生時に備え、毎年度、動物用医薬品卸、動物用医療機器メーカー、ペットフード業者等との連絡先や災害時における緊急的に供給可能な物資量等を確認する。
- (2) 獣医師会は、狂犬病予防注射及び動物相互間の感染症予防の各種ワクチン接種の推進を図る。

【随時】

- (1) 獣医師会は、危機管理委員会を開催する。
- (2) 会員は、診療所に来院する飼い主に対して、災害に備えた適正飼養等に関する情報を提供する。
- (3) 会員は、診療所に来院する飼い主に対して、狂犬病予防注射の推進及び動物相互間の感染症予防の重要性を周知するとともに各種ワクチン接種の推進を図る。
- (4) 会員は、診療所で使用する動物用医薬品をランニング・ストック方式により備蓄する。

5 市町村の役割

【定期】

- (1) 犬の登録及び狂犬病予防注射を推進する。
- (2) 犬の登録及び狂犬病予防集合注射の際等に、災害時における愛玩動物救護対策の周知及び適正飼養等の啓発を行う。
- (3) 避難所における同行避難した愛玩動物の保管施設設置場所を確認する。

6 動物取扱業者の責務

【随時】

- (1) 動物取扱業が遵守すべき動物の管理の方法等の細目(平成18年1月20日環境省令告示第20号)を理解し、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じる。
- (2) 特定動物に対するマイクロチップ等の装着を徹底する。

第3章 関係機関の災害時の対応

1 生活衛生課の対応

- (1) 県地域防災計画に基づき県災害対策本部が設置されたときは、応急対策活動を開始し、動物指導センターの被害状況及び被災地域の情報を収集する。
- (2) 動物指導センター長に対し救護本部の設置を指示し、応急対策を実施する。
- (3) 動物指導センター及び獣医師会と情報を共有する。
- (4) 環境省と情報を共有する。

2 動物指導センターの対応

- (1) 庁舎の施設・設備の被害状況及び収容動物について確認するとともに、業務継続マニュアルに基づく対応を講ずる。
- (2) 救護本部構成団体へ参集を要請し、救護本部の設置・運営を行う。
- (3) 備蓄したペットフード等の救援物資の配布準備をする。

3 獣医師会の対応

- (1) 茨城県獣医師会災害時動物救護対策要領に基づき対策を講じる。
- (2) 救護本部の運営に関する活動を行う。

4 飼い主の対応

- (1) 災害発生時にはまず、自分の身の安全を確保する。火の始末等の2次災害発生の予防対策後、動物の安全を確保する。
- (2) 同行避難の用意を行う。
- (3) 治療中の動物については、獣医師から処方された処方箋や治療薬を携帯する。
- (4) 避難所へ避難する。

5 動物取扱業者の対応

- (1) 飼養施設の被害状況を確認する。
- (2) 特定動物が逸走した際は、捕獲に最大限の努力を払うとともに、警察署、動物指導センター、市町村へ通報する。

第4章 救護本部の災害時の対応

【初動時期】

災害発生直後のこの時期は、組織的な救護活動は行えないことを念頭に、まずは、救護本部として初動要員の確保や災害の状況把握に重点を置く。

(1) 救護本部の設置

本部長は、生活衛生課長から「茨城県災害時動物救護本部設置要項」（以下「本部設置要項」という。）に規定する救護本部の設置の指示があった場合、本部設置要項に基づく組織体制を構築するものとする。

(2) 初動要員の確保

救護本部構成団体等へ緊急連絡を行い組織体制構築のための要員を確保する。

(3) 関係機関・団体等からの情報収集

被災状況や避難所に同行避難した動物の収容状況等の情報を市町村から収集する。

(4) 一時保管施設設置の検討

動物指導センターの収容施設が使用できない若しくは道路の被害状況及び緊急性に依りて、負傷動物や救護した動物を収容する施設の設置場所等の検討を行う。

【救護活動時期】

被災状況の把握や初動要員の確保に引き続き、具体的な救護活動を行うため、救護班、獣医療班、避難所支援班による組織的な救護活動を実施するとともに、「緊急災害時動物救援本部」（事務局：公益財団法人日本動物愛護協会内）への支援要請及び県生活衛生課を通じ環境省への支援要請を行う。

(1) 動物用医薬品・ペットフード等の支援物資の調達

本格的な救護活動の開始とともに医薬品やペットフード等の支援物資が必要となることから、計画的に受け入れられるよう在庫確認及び調達に努める。

(2) 一時保管施設の設置

- 被災地に近い場所に、負傷動物や救護した動物を収容する一時保管施設を設置する。
- (3) ボランティアの受け入れ、配置
- 災害時における被災動物の救護活動は、救護本部を始め関係機関の協力以外にボランティア等の応援が必要となる。協力の申し出のあったボランティアを受け入れるとともに、あらかじめ選任されたボランティアリーダーは、避難所に設置された動物の収容施設や一時保管施設等でのボランティアの役割を振り分けるとともに指示を行う。

(4) 救護本部の班体制

次の班をもうけるとともに、各班に責任者を置き、救護活動を行う。

班 名	活動内容
救護班	①逸走した飼い主不明の動物の救護を行う。 ②被災動物の一時保管を行う。 ③一時保管施設の運営を行う。
獣医療班	①負傷動物の応急処置及びワクチンの接種を行う。 ②避難所での動物の健康相談を実施する。 ③避難所での感染症対策を行う。
避難所支援班	①被災動物の飼養管理のルールを作成する。 ②被災動物の飼養管理を支援する。

第5章 復興時期の対応

仮設住宅の建設など被災地域の復旧・復興が始まり、避難所が閉鎖されるに伴って、動物救護活動も仮設住宅の飼い主に対する支援や一時保管施設で保管されている動物の譲渡事業等に移行することになる。

- (1) 救護動物（飼い主不明・所有権放棄）の譲渡を行う。
- (2) 一時保管施設等残留動物の取扱いを検討する。

第6章 終息期の対応

被災地域の社会活動等の再開状況や救護動物の譲渡等の状況を踏まえ、救護活動を終了することとなるが、救護活動の実施記録をまとめることは、将来の災害に備えるうえで大きな意義を持つ。

救護本部として救護活動の経過をまとめ報告書として作成するものとする。

また、譲渡した動物のその後の飼養状況について確認し適正飼養を推進する。

附 則

- 1 このガイドラインは、茨城県保健福祉部生活衛生課で管理され、見直し等が必要になった場合は、その都度、改訂できるものとする。
- 2 このガイドラインは、平成25年1月8日から施行する。

茨城県災害時動物救護本部設置要項

(名称)

第1条 この本部の名称は、「茨城県災害時動物救護本部」（以下「本部」という。）と称する。

(目的)

第2条 本部は、茨城県地域防災計画、その他関係法令等の趣旨に鑑み、県内で発生した災害時における被災動物の救護体制を確立し関係機関が連携して円滑な救護活動を行うことを目的として設置する。

(取り扱う動物)

第3条 本部で取り扱う動物は、犬、猫、小鳥等の家庭における愛玩動物とする。

(構成団体等)

第4条 本部は、次の団体等で構成するものとする。

茨城県動物指導センター（以下「動物指導センター」という。）

（公益社団法人）茨城県獣医師会（以下「獣医師会」という。）

（公益社団法人）日本愛玩動物協会

NPO 法人ポチたま会

NPO 法人しっぽのなかま

NPO 法人動物愛護を考える茨城県民ネットワーク

茨城県動物愛護推進員

その他本部長が必要と認めた団体

(本部)

第5条 本部は、動物指導センターに置くものとする。

(役員等)

第6条 本部に次の役員を置く。

本部長 1名

副本部長 2名

会計 1名

監事 2名

2 本部長は、本部を代表し動物指導センター長がこれにあたり本部事業を総理する。

3 副本部長は、獣医師会長及び動物指導センター保護指導課長がこれにあたる。

4 その他の役員は、本部長が指名する。

(本部長等)

第7条 本部長は、本部の運営状況を常に把握し、役員等と協議のうえ、被災した飼い主と動物救護のための最善の活動方策を決定し実行するものとする。

2 副本部長は、災害規模の把握等の情報収集及び課題の抽出を行い、本部長を全面的に補佐しなければならない。また、副本部長である獣医師会長は本部組織を、動物指導センター保護指導課長は班組織を総括する。

3 会計は、第11条第1項で規定する、茨城県災害時動物救済基金（以下、「救済基金」という。）の会計事務を処理する。

4 監事は、会計事務を監査し、不正の事実があると認められるときは、本部長に報告する。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局員は、構成団体のそれぞれの会員の中から各代表者が推薦し本部長が委嘱する。

(活動内容)

	事務の分類	活動内容
災害発生時・保護活動時期	○総務関係	①関係機関・団体との連絡・調整 ②緊急災害時動物救護本部(事務局：公益財団法人日本動物愛護協会)への支援要請等の調整 ③救済基金の管理
	○情報収集・発信	①被災地情報の収集 ②避難所設置情報の収集 ③避難所における動物収容状況、不足物資の情報収集 ④動物保護活動の広報 ⑤相談の受付 ⑥保護(迷子)動物の情報発信
	○支援物資の管理	①ペットフード・ペット用品等の支援物資の調達・配布 ②動物用医薬品の調達・配布
	○一時保護施設	①一時保護施設の設置及び管理
	○ボランティア	①ボランティアの募集 ②ボランティアの配置 ③ボランティアリーダーによる指示
復興時期	○総務関係	①関係機関・団体との連絡・調整 ②救済基金の収支決算・公表
	○情報発信・譲渡	①保護(迷子)動物の情報発信 ②保護(迷子)動物の譲渡

班の設置

班名	活動内容
救護班	①飼い主不明の動物の救護 ②被災動物の一時保管 ③一時保管施設の運営
獣医療班	①負傷動物の応急処置及びワクチンの接種 ②避難所での動物の健康相談 ③避難所での感染症対策
避難所支援班	①飼養管理のルール作成 ②飼養管理の支援

第9条 本部は次の活動を行い、救護班、獣医療班、避難所支援班を組織する。

(本部会議)

第10条 本部の活動内容等について協議を行うため、本部会議を開催するものとする。

2 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

3 本部会議は、役員及び本部の構成団体等の代表者で構成し、代表者以外の者を代理として出席させることができるものとする。

4 本部会議は、過半数の出席によって成立し、出席者の過半数の同意により議決する。可否

同数の場合は本部長が議決する。

- 5 本部長が必要と認めるときは、茨城県、各市町村の動物愛護担当職員等の出席を求めることができる。

(基金)

第11条 本部は、被災動物の救護活動を実施するため、救済基金を設置する。

- 2 救済基金は、寄附金等によるものとする。
- 3 救済基金の収支決算は、活動終息後、速やかに監事の監査を経て、本部会議の承認を受けなければならない。
- 4 救済基金は、全て公開するものとする。

(関係機関との連携)

第12条 本部は、事業活動を円滑に実施するため次の各号の団体等と連携する。

- (1) 緊急災害時動物救援本部（公益財団法人日本動物愛護協会、公益社団法人日本愛玩動物協会、公益社団法人日本動物福祉協会及び公益社団法人日本獣医師会）
- (2) 動物関連用品取扱業者
- (3) 関係市町村
- (4) 動物関連専門学校

(委任)

第13条 この要項に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が本部会議に諮って、これを定める。

(設置の期間)

第14条 本部会議の決定をもって、本部を解散するものとする。

(雑則)

第15条 この要項によりがたい場合、またはこの要項に定めのない不測の事態が生じた場合は、本部長はその状況に応じて適切な措置をとることができる。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成25年1月8日から施行する。

< 動物救護体制フロー図 >

